

令和 7 年度 第 5 回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年8月7日（木）午後1時30分から午後1時50分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員 1人

谷 野 保 博

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	岸 田 勝 夫	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	登り山 正 嗣

(5) 欠席委員 1人

松 下 孝 彦

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局次長 左 手 憲 一

課 長 補 佐 長 野 諭

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第21号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第22号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第23号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第24号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第25号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について
- 報告第26号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決
処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第5回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山崎勝喜委員、田中正剛委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第26号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第18号をご説明いたします。

受付番号第18号は、申請地が南区片蔵で市街化調整区域内にあり周辺は道路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は851平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のす

べてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、自己転用するものです。申請人は飲食業及び鍼灸院を営む法人の取締役で、申請地は南区梶の田2筆、面積は合計1,096平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する事業所敷地が手狭となり、来客用等の車両置場が緊急に必要なため、事業所敷地を拡張するものです。

申請は令和7年7月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び傾斜により北側水利組合管理水路に排水する計画です。敷地の北側の一部にはブロックを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただい

ている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号から第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。被設定人は南区片蔵に居住する農業者で、申請地は南区片蔵の田2筆、面積は合計321平方メートルの内270.10平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する賃貸住宅が手狭なため、実家近くにある本申請地を借り、都市計画法第29条開発許可を受け、分家住宅を建築するものです。

申請は令和7年7月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については公共下水道より放流します。雨水については碎石舗装のうえ敷地内に自然浸透及び北側の道路側溝に放流する計画です。周囲にはL型擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第2号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が北区金岡町の社会福祉法人で、申請地は北区金岡町の田1筆、

面積は1, 264平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、運営する特別養護老人ホームの来客用駐車場が不足しているため、施設から近距離にある申請地を取得し、事業用敷地を拡張するものです。

申請は令和7年7月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、整地のうえ、自然浸透及び敷地内にU字溝を設置し南側から西側道路の既設側溝より放流する計画です。周囲には、一部コンクリートブロック2段積み及び一部は既設コンクリートブロックを利用する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第3号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪市西区京町堀2丁目で建設業を営む法人で、申請地は美原区菅生の畑2筆、面積は合計1, 630平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、関連会社から、既存駐車場の賃貸契約の終了に伴い、露天駐車場が緊急に必要なとの要望があったため、申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年7月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砕石舗装のうえ自然浸透及び敷地内にU字溝を設置し、南北の道路側溝に放流する計画です。周囲には既設コンクリートブロック及びフェンスが設置されています。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第4号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。被設定人は大阪市住吉区荻田3丁目に居住する会社員2名で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は565平方メートルの内205.89平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する賃貸住宅が手狭であること、また母親の介護が必要なため、実家近くにある本申請地を借り、都市計画法第29条開発許可を受け、分家住宅

を建築するものです。

申請は令和7年7月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、敷地内に汚水桝を設置し、北側下水道本管に接続放流する計画です。雨水については、敷地内に雨水桝を設置し、北側雨水本管に接続放流する計画です。周囲には擁壁及びコンクリートブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第5号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が中区伏尾で建設業を営む法人で、申請地は中区伏尾の田2筆、面積は合計135.30平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により本社敷地内の駐車場所が手狭なため、本社から近い申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年7月25日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、東側既設側溝及び南側水路敷より放流する計画です。周囲は、既設コンクリート擁壁を利用する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第4号と第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第4号は、相続人は東区関茶屋に居住する農業者で、申請地は東区野尻町の田2筆、面積は合計1,412.80平方メートル、現在水稻及び野菜の状態です。

次に、受付番号第5号は、相続人は大阪府松原市北新町1丁目に居住する農業者で、申請地は北区南花田町の田1筆、面積は792平方メートル、現在水稻の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第21号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第21号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第13号と第14号をご説明いたします。

まず、受付番号第13号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は5

65平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第14号は、申請地は南区小代の田1筆、面積は1,190平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第22号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第26号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第22号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第26号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第22号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は15件ございました。いずれも内容に

つきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第23号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第24号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第9号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第10号は、申出者が妻で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第11号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第25号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第10号は、申請地が中区土塔町の田2筆、面積は合計906平方メートル、現況はガス整圧器室、経過年数は50年以上、次に、受付番号第11号は、申請地が西区山田3丁の畑1筆、面積は288平方メートル、現況は工場、経過年数は55年以上、次に、受付番号第12号は、申請地が美原区大保の畑1筆、面積は128平方メートル、現況は倉庫、いずれも非農地の回答を行ったもので、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第26号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

受付番号2-1、陶器北地区圃場整備を除く中区から受付番号2-4、菅生新田地区までの合計4地域の地域計画の変更案については、先般、

堺市ホームページ等により開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和7年7月4日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第5回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第19号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第20号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第21号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第22号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第23号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第24号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第25号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第26号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 北 原 芳 孝

委 員 山 崎 勝 亨

委 員 田 中 正 剛